

厚生労働省神奈川労働局発表
平成30年10月29日

担 当	神奈川労働局雇用環境・均等部
	企画課長 河野 治子
	雇用環境改善・均等推進指導官 奥町 由美子
	電話 045-211-7357

神奈川働き方改革会議を開催します

～働き方改革の推進のため、地域の関係機関と

幅広く情報共有を行い、意見交換を行います～

神奈川労働局（局長 三浦 宏二）は、県内企業に働き方改革を浸透させるため、地域の関係機関と幅広く取組の課題や事例について情報共有、意見交換を行うべく、県内労使団体、神奈川県等を構成員とする「神奈川働き方改革会議」を主催しています。

今回の会議は、第196回国会において成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づく“協議会”として位置づけ、政令市等を加えて構成員を拡大し、特に中小企業・小規模事業者に対する取組等について情報共有・意見交換を行います。

■ 日時

平成30年11月15日（木）午後3時～午後5時

■ 場所

横浜第2合同庁舎 1階 共用第2会議室
横浜市中区北仲通5-57

■ 議題

- (1) 働き方改革関連法について
- (2) 構成員及びオブザーバーの働き方改革推進に向けた中小企業・小規模事業者支援にかかる取組状況、課題等について
- (3) 県内の働き方改革の推進にかかる意見交換について

■ 構成員：別紙参照

■ その他：（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）

・第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

◆取材を希望される場合には、事前に右上の連絡先（神奈川労働局雇用環境・均等部企画課）あて、連絡をお願いします。

※撮影は、冒頭のみとさせていただきますが、傍聴は会議終了まで可能です。

神奈川働き方改革会議 構成員名簿

平成30年11月15日

区分	名称	役職
使用者団体	一般社団法人神奈川県経営者協会	専務理事
	神奈川県中小企業団体中央会	専務理事
	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会	専務理事
	神奈川県商工会連合会	専務理事
	一般社団法人神奈川経済同友会	専務幹事
労働者団体	日本労働組合総連合会神奈川県連合会	事務局長
行政	神奈川県	産業労働局労働部長
	横浜市	経済局市民経済労働部長
	川崎市	経済労働局労働雇用部長
	相模原市	環境経済局経済部長
	神奈川労働局	局長
		総括政策調整官
		雇用環境・均等部長
		労働基準部長
		職業安定部長
		企画課長
特別構成員	関東経済産業局	
	神奈川労働局との「働き方改革に係る包括連携に関する協定」締結先	
オブザーバー	神奈川県社会保険労務士会	
	東京地方税理士会	
	神奈川働き方改革推進支援センター	
	神奈川県よろず支援拠点	
	独立行政法人労働者健康安全機構神奈川産業保健総合支援センター	